3　区分番号Ｉ０１１－２に掲げる歯周病安定期治療(Ⅰ)又は区分番号Ｉ０１１－２－２に掲げる歯周病安定期治療(Ⅱ)を開始した日以降は、算定できない。
4　麻酔及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。
5　区分番号Ｄ００２の３に掲げる混合歯列期歯周病検査に基づく歯周基本治療については、１により算定する。

Ｉ０１１－２　歯周病安定期治療(Ⅰ)
1　１歯以上10歯未満　200点
2　10歯以上20歯未満　250点
3　20歯以上　350点
注１　一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するためのプラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継続的な治療（以下この表において「歯周病安定期治療(Ⅰ)」という。）を開始した場合は、それぞれの区分に従い月１回に限り算定する。
２　２回目以降の歯周病安定期治療(Ⅰ)の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して２月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病安定期治療(Ⅰ)の治療間隔の短縮が必要とされる場合は、この限りでない。
３　歯周病安定期治療(Ⅰ)を開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周精密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病安定期治療(Ⅰ)は算定できない。
４　歯周病安定期治療(Ⅰ)を開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
５　歯周病安定期治療(Ⅱ)を算定した月は算定できない。

Ｉ０１１－２－２　歯周病安定期治療(Ⅱ)
1　１歯以上10歯未満　380点
2　10歯以上20歯未満　550点
3　20歯以上　830点
注１　かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において、一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するためのプラークコントロール、歯周病検査、口腔内写真撮影、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継続的な治療（以下この表において「歯周病安定期治療(Ⅱ)」という。）を開始した場合は、それぞれの区分に従い、月１回に限り算定する。
２　歯周病安定期治療(Ⅱ)を開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周精密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病安定期治療(Ⅱ)に係る費用は算定できない。
３　歯周病安定期治療(Ⅱ)を開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
４　歯周病安定期治療(Ⅰ)を算定した月は算定できない。

Ｉ０１１－３　歯周基本治療処置（１口腔につき）　10点
注１　区分番号Ｉ０１１に掲げる歯周基本治療を行った部位に対して、薬剤により歯周疾患の処置（区分番号Ｉ０１０に掲げる歯周疾患処置を除く。）を行った場合は、月１回に限り算定する。
２　区分番号Ｉ０１０に掲げる歯周疾患処置を算定した月は、歯周基本治療処置は別に算定できない。
３　薬剤に係る費用は、所定点数に含まれる。

（その他の処置）

Ｉ０１４　暫間固定
1　簡単なもの　200点
2　困難なもの　500点
Ｉ０１４－２　暫間固定装置修理　70点
Ｉ０１５　口唇プロテクター　290点
Ｉ０１６　線副子（１顎につき）　650点
Ｉ０１７　口腔内装置（１装置につき）
1　口腔内装置１　1,500点
2　口腔内装置２　800点
3　口腔内装置３　650点
注　顎関節治療用装置、歯ぎしりに対する口腔内装置又はその他口腔内装置を製作した場合に当該製作方法に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
Ｉ０１７－１－２　睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置（１装置につき）
1　睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置１　3,000点
2　睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置２　2,000点
注　睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置を製作した場合に、当該製作方法に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
Ｉ０１７－１－３　舌接触補助床（１装置につき）
1　新たに製作した場合　2,500点
2　旧義歯を用いた場合　1,000点
Ｉ０１７－１－４　術後即時顎補綴装置（１顎につき）　2,500点
Ｉ０１７－２　口腔内装置調整・修理（１口腔につき）
1　口腔内装置調整
イ　睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の場合　120点
ロ　歯ぎしりに対する口腔内装置の場合　120点
ハ　イ及びロ以外の場合　220点
2　口腔内装置修理　234点
注１　１のイについては、新たに製作した区分番号Ｉ０１７－１－２に掲げる睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の装着時又は装着後１月以内に製作を行った保険医療機関において適合を図るための調整を行った場合に、１回に限り算定する。
２　１のロについては、区分番号Ｉ０１７に掲げる口腔内装置の注に規定する歯ぎしりに対する口腔内装置の調整を行った場合に算定する。
３　１のハについては、区分番号Ｉ０１７に掲げる口腔内装置の注に規定する顎関節治療用装置又は区分番号Ｉ０１７－１－４に掲げる術後即時顎補綴装置の調整を行った場合に算定する。
４　同一の患者について１月以内に口腔内装置調整を２回以上行った場合は、第１回の調整を行ったときに算定する。
５　２については、同一の患者について１月以内に口腔内装置修理を２回以上行った場合は、第１回の修理を行ったときに算定する。
Ｉ０１７－３　顎外固定
1　簡単なもの　600点
2　困難なもの　1,500点
Ｉ０１８　歯周治療用装置
1　冠形態のもの（１歯につき）　50点
2　床義歯形態のもの（１装置につき）　750点
注１　区分番号Ｄ００２に掲げる歯周病検査（２に限る。）を実施した患者に対して算定する。
２　印象採得、特定保険医療材料等の費用は、所定点数に含まれる。
Ｉ０１９　歯冠修復物又は補綴物の除去（１歯につき）
1　簡単なもの　20点